

国保連合会だより



NO. 2024-歯-3
令和6年7月17日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎浜松市の行政区再編に伴う国民健康保険の保険者番号の取り扱いについて

浜松市は令和6年1月1日に行政区を3区に再編していますが、令和6年8月1日からの被保険者証の一斉更新に伴い新保険者番号に更新します。

令和6年8月診療（調剤）分以降は新番号での請求となりますので、ご注意ください。

【参考】保険者番号（再編前後比較）

旧番号＜区再編前＞		新番号＜区再編後＞	
225011	中区	225011	中央区
225029	東区		
225037	西区		
225045	南区		
225052	北区（三方原地区）		
225052	北区（三方原地区を除く）	225060	浜名区
225060	浜北区		
225078	天竜区	225078	天竜区

※静岡県後期高齢者医療の保険者番号は変更ありません。

【問い合わせ先】

（医 科）	054-253-5540	審査第1、2、3課
（歯 科）	054-253-5535	審査第4課
（調剤・訪問）	054-253-5541	審査調整課

◎ オンライン請求への推進について

令和5年12月26日付け保発1226第4号厚生労働省保険局長通知より「光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関・薬局については、令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたため、オンライン請求も可能な回線が敷設された状況にある。こうした機会を捉え、令和6年9月末までに、原則としてオンライン請求に移行することを促す。」とされています。

◎ 令和6年10月以降の光ディスク等を用いた請求について

令和6年10月以降も光ディスク等を用いた請求を継続する場合には、8月31日までに「光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼 オンライン請求への移行計画書（様式第1号）」の申請が必要です。（原則、医療機関等向け総合ポータルサイトからの申請となります。）※

【 申請方法 】 保発1226 第4号より抜粋

**現在、光ディスク等や紙レセプトで
請求を行っている医療機関・薬局の皆さまへ**

- 2024年度から、法令に基づき、レセプトの請求方法の取扱いが変わります。
- オンライン請求が基本的な請求方法となり、現在、光ディスク等や紙レセプトで請求を行っている医療機関・薬局の皆さまも、オンライン請求への移行をご検討ください。
- 光ディスク等や紙レセプトでの請求を続ける場合には、以下のとおり、届出等の提出が必要になりますので、期限までに届出等を行うようお願いします。

1

現在、光ディスク等で請求を行っている

2024年3月末までにオンライン請求に移行

できる

できない

2024年9月末までにオンライン請求に移行

できる

できない

猶予届出等は不要

※ オンライン請求を開始するには、その2月前の20日までに医療機関等向け総合ポータルサイトからオンライン請求の利用申請等が必要です。
※ 期限までに廃止する場合も届出等は不要です。

猶予届出・移行計画の提出が必要

※ 届出は医療機関等向け総合ポータルサイトの届出フォーム（4月頃開設予定）から、**8月31日まで**にお願いします。
※ 9月末までにオンライン請求に移行する予定でも、移行が10月以降にずれ込むおそれがある場合は、念のため提出をご検討ください。

※ 【 医療機関等向け総合ポータルサイトのアドレス 】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top